

東京大学(駒場)駒場オープンラボラトリー 施設整備事業 入札説明書等に関する質問回答(第2回目)

本質問は、平成15年5月29日(木)～6月2日(月)に受け付けた東京大学(駒場)
駒場オープンラボラトリー施設整備事業の入札説明書等に関する質問を入札説明書等
の項目順に整理し、記載したものです。
質問は、意見者の記載のとおりを転載しています。

東京大学(駒場)駒場オープンラボラトリー 施設整備事業の入札説明書等に関する質問(第2回目)

<総括>

- ・ 質問の受付期間 平成15年5月29日(木)～6月2日(月)
- ・ 回答の公表日 平成15年6月18日(水)
- ・ 入札説明書等に関する質問の受理件数 66件

入札説明書	:	1件
入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等	:	1件
様式集	:	4件
要求水準書	:	37件
要求水準書・資料	:	2件
落札者決定基準	:	1件
事業契約書(案)	:	13件
基本協定書(案)	:	-件
その他	:	7件

平成15年 6月18日

東 京 大 学

番号 書類No.

項目

頁 1 (1) 1) ア a
(条) (項)

質問

回答

建設にあたり、建築工一式の参加要件のみ満たす企業、電気工式の参加要件のみ満たす企業、管工式の参加要件のみ満たす企業等の複数企業により、建築工一式、電気工式、管工式の全ての工事を共同企業体として実施することは可能でしょうか。同方式は、契約形態がわかりやすく、事業スキームが簡潔になること、保険料が節減できること等、SPCの事務手続の簡素化や経費節減につながると考えられます。

第1回目及び第2回目の支払額が改定されていない場合の改定」に定める数式に基づいて改定がなされた場合、その改定期以降の支払額算出にあたって母数がPoIとなるように読みますが、第1回目及び第2回目の支払額が改定した場合の改定」に定める数式における支払額の改定が行われる毎に母数が変わっていくのに対して不整合となると思われませんが、いずれかの考え方に一本化するようにご検討いただけないでしょうか。

2 第3回以降の支払額の改定 (1) 第1回及び第2回の支払額が改定されていない場合の初回の改定」を、(1)過去に支払額が改定されていない場合の改定」と読み替えてください。また、(2)第1回及び第2回の支払額が改定された場合、または上記(1)の改定が行われたあとの改定」を、(2)過去に支払額が改定された場合の改定」と読み替えてください。

なお、この変更は、事業契約書 (案) 別紙 8 「サービス購入費の支払方法及びサービス購入費の支払額の改定について」の中にある「改定率及び支払額の算出方法 2. 第3回以降の支払額の改定」(1)(2)にも適用してください。

提出書類の右上欄に競争参加資格資格確認通知書に記載されている登録受付番号を記載とありますが、先日頂きました競争参加資格資格確認通知書に登録受付番号の記載が有りません。後日登録番号等のご通知頂けるのか教示ください。

6月2日付で「登録受付番号」を通知させていただきましたので、ご確認ください。

提出書類で、事業計画に係わる提案書」施設整備計画に係わる提案書」施設整備計画に係わる提案書 (図面集)」、維持管理計画に係わる提案書」運営補助計画に係わる提案書」資金調達計画等に係わる提案書」その他事項に係わる提案書」それぞれの副本25部をバインダー提出となっておりますが、バインダーで175冊となりますが、各項目をまとめたバインダー25部でなくともよろしいでしょうか。

提出書類の作成要領「記載の通り各項目を別々にバインダーで綴じて提出下さい。なお、バインダーに代わりフラットファイルで提出することでもよいものとします。

提出書類で、事業計画に係わる提案書」施設整備計画に係わる提案書」維持管理計画に係わる提案書」運営補助計画に係わる提案書」資金調達計画等に係わる提案書」その他事項に係わる提案書」がA4をベースとされていますが、提案書の中でA4の中にA3サイズを織り込ませてもよろしいでしょうか。

A4の中にA3サイズを織り込んでいただいて結構です。(作成要領および各様式の注意事項に記述がありますので、それに従って下さい。)

様式53-1(長期事業収支計画表(その1))については対象年度での記入とし、様式53-2(長期事業収支計画表(その2))については支払い実施年度月次での記入という理解でよろしいでしょうか。

ともに、対象年度ベースではなく、支払実施年度月次での記入として下さい。(「資金調達計画等に係る提案書」の作成にあたっての注意事項」をご参照。)

周辺家屋影響調査 対策の範囲は、事業者の判断によると考えて宜しいでしょうか? また、国際・産学・期、期工事において調査 対策を実施された範囲と内容をご教示ください。(関連 :19頁、(3)、2)住民対応)

前段についてはお考えのとおりです。後段については施設部企画課にて閲覧します。

基準類の最新版に準じた機能、性能を有すること。」と最新の基準に沿って検討願います。は、機能、性能を満足していれば、必ずしも基準通りとする必要はないと考えてよろしいでしょうか。

構造種別について要求水準書内では準拠文書である「学校建築構造設計指針 同解説 (平成8年版)」では地上6階以上の建物の構造種別をSRC造およびS造を標準とすることとなっているが、この場合、SRC造を標準とするか、S造を標準とするか、ご検討をお願いいたします。

SRC造を標準とするか、S造を標準とするか、ご検討をお願いいたします。

番号	書類No.	項目	頁	1 (条)	(1) (項)	1)	ア	a	質問	回答
16		構内電話 情報設備	8	1	(3)	1)	オ		身障者用便所の呼出装置をはじめ、監視盤の発報について、共同溝内ケーブルラックを経由して防災センターに表示するシステムとすることありますが、この防災センターとは「生研D棟 防災センター」のみと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
17		テレビ共同受信設備	8	1	(3)	1)	カ		CS受信とありますが、受信電波 (110° CS、スカイサービス、パーフェクサービス) についてご指定があればご指示下さい。	CSについては受信可能な対応を考慮せず

番号	書類No.	項目	頁	1 (条)	(1) (項)	1)	ア	a	質問	回答
----	-------	----	---	----------	------------	----	---	---	----	----

各研究実験室及び研究・ユーティリティルーム、業務
スペースについて、水道水 都市ガス

29 その他 10 1 (3) 2) ウ

番号	書類No.	項目	頁	1 (1) 1) ア a	質問	回答
----	-------	----	---	--------------	----	----

(条)(項)

番号	書類No.	項目	頁	1 (条)	1 (項)	(1)	1)	ア	a	質問	回答
52		第3章 本件施設の建設	10	25条	2、3項					第1回目質問回答の追加回答NO.129にて「当該追加費用のうち施設整備に関するものについては本施設の施設整備費相当に組み込まれる」となっておりますが、増加費用の資金調達に係る金融費用についてはお支払いいただけないと理解してよろしいでしょうか。また、当該損害の支払いにつきましても増加費用と同様の支払方法によると理解してよろしいでしょうか。なお、当該損害及び増加費用に係る割賦金利につきましては、当該資金調達金利を勘案してお支払いいただけますようお願い致します。	資金調達に係る金融費用についても参考資料の誤謬等と相当因果関係のある範囲のものであれば、増加費用自体に含まれるとの理解です。したがって、通常のものであれば増加費用に含めてお支払いすることになります。また、割賦金利の利率は事業契約において予め決められており、調達金利の変動を割賦金利に反映させることはできませんが、調達金利の変動による事業者の費用・利益は（参考資料の誤謬等と相当因果関係がある範囲で）それ自身が増加費用の一部（利益がある場合は控除額）であり、むしろ増加費用の算定にあたって勘案されることになると考えます。
53		第3章 本件施設の建設	11	27条	5項					第1回目質問回答の追加回答NO.133にて「当該追加費用のうち施設整備に関するものについては本施設の施設整備費相当に組み込まれる」となっておりますが、増加費用の資金調達に係る金融費用についてはお支払いいただけないと理解してよろしいでしょうか。また、当該増加費用に係る割賦金利につきましては、当該資金調達金利を勘案してお支払いいただけますようお願い致します。	資金調達に係る金融費用についても本施設の設置・運営と相当因果関係のある範囲のものであれば、増加費用自体に含まれるとの理解です。したがって、通常のものであれば増加費用に含めてお支払いすることになります。また、割賦金利の利率は事業契約において予め決められており、調達金利の変動を割賦金利に反映させることはできませんが、調達金利の変動による事業者の費用・利益は（本施設の設置・運営と相当因果関係がある範囲で）それ自身が増加費用の一部（利益がある場合は控除額）であり、むしろ増加費用の算定にあたって勘案されることになると考えます。
54		第3章 本件施設の建設	12	29条	2項					第1回目質問回答の追加回答NO.135にて「当該追加費用のうち施設整備に関するものについては本施設の施設整備費相当に組み込まれる」となっておりますが、増加費用の資金調達に係る金融費用についてはお支払いいただけないと理解してよろしいでしょうか。また、当該損害の支払いにつきましても増加費用と同様の支払方法によると理解してよろしいでしょうか。なお、当該損害及び増加費用に係る割賦金利につきましては、当該資金調達金利を勘案してお支払いいただけますようお願い致します。	資金調達に係る金融費用についても本件工事の施工の一時中止等と相当因果関係のある範囲のものであれば、増加費用自体に含まれるとの理解です。したがって、通常のものであれば増加費用に含めてお支払いすることになります。また、割賦金利の利率は事業契約において予め決められており、調達金利の変動を割賦金利に反映させることはできませんが、調達金利の変動による事業者の費用・利益は（本件工事の施工の一時中止等と相当因果関係がある範囲で）それ自身が増加費用の一部（利益がある場合は控除額）であり、むしろ増加費用の算定にあたって勘案されることになると考えます。
55		第4条 本件施設の建設	14	36条	3項					大学と事業者の協議により、大学負担となった費用については施設整備費相当に組み込まれて支払われるという理解でよろしいでしょうか。その際、増加費用の資金調達に係る金融費用についてはお支払いいただけないと理解してよろしいでしょうか。なお、当該増加費用に係る割賦金利につきましては、当該資金調達金利を勘案してお支払いいただけますようお願い致します。	本条項は大学側の指示等に起因して本件工事に要する費用が減少した場合の取扱いについて規定しており、ご質問の様なケースは他の該当条項の取り決めに従って決せられます。
56		第3章 本件施設の建設	15	39条						第1回目質問回答の追加回答NO.148にて「当該追加費用のうち施設整備に関するものについては本施設の施設整備費相当に組み込まれる」となっておりますが、増加費用の資金調達に係る金融費用についてはお支払いいただけないと理解してよろしいでしょうか。なお、当該増加費用に係る割賦金利につきましては、当該資金調達金利を勘案してお支払いいただけますようお願い致します。	資金調達に係る金融費用についても引渡しの遅延と相当因果関係のある範囲のものであれば、増加費用自体に含まれるとの理解です。したがって、通常のものであれば増加費用に含めてお支払いすることになります。また、割賦金利の利率は事業契約において予め決められており、調達金利の変動を割賦金利に反映させることはできませんが、調達金利の変動による事業者の費用・利益は（引渡しの遅延と相当因果関係がある範囲で）それ自身が増加費用の一部（利益がある場合は控除額）であり、むしろ増加費用の算定にあたって勘案されることになると考えます。
57		第5章 本件施設の維持管理及び運営補助	16	42条	1項					「大学の承諾を得た場合」とありますが、合理的に支障がないと確認される場合にはご承諾いただけるものと理解して宜しいでしょうか。	維持管理業務も含め、事業者から長期にわたる事業期間中の体制その他をご提案いただき、それに基づいて事業契約を締結する、というPF事業の趣旨からすれば、本項で言う維持管理業務の第三者への委託等は、当初のご提案で想定されていた場合は別として、想定外の事態との位置付けになると考えられます。従って、その際の大学の承諾は、やむを得ないものか、大学にとって明らかにメリットが大きいか等、様々な要素を加味しての判断とすると考えられます。
58		第6章 契約期間及び契約の終了	21	58条	2項					第1回目質問回答の追加回答NO.180にて「当該追加費用のうち施設整備に関するものについては本施設の施設整備費相当に組み込まれる」となっておりますが、増加費用の資金調達に係る金融費用についてはお支払いいただけないと理解してよろしいでしょうか。また、当該損害の支払いにつきましても増加費用と同様の支払方法によると理解してよろしいでしょうか。なお、当該損害及び増加費用に係る割賦金利につきましては、当該資金調達金利を勘案してお支払いいただけますようお願い致します。	資金調達に係る金融費用についても大学による義務違反等と相当因果関係のある範囲のものであれば、増加費用自体に含まれるとの理解です。したがって、通常のものであれば増加費用に含めてお支払いすることになります。また、割賦金利の利率は事業契約において予め決められており、調達金利の変動を割賦金利に反映させることはできませんが、調達金利の変動による事業者の費用・利益は（大学による義務違反等と相当因果関係がある範囲で）それ自身が増加費用の一部（利益がある場合は控除額）であり、むしろ増加費用の算定にあたって勘案されることになると考えます。
59		別紙9	50	4	3					3-(1)- 又は」とありますが、4-(1)- 又は」の誤りではないでしょうか。	ご指摘の通りです。事業契約書は最終的に修正することと致します。

